

日中映画共同製作認定応募要項

令和4年度コンテンツ海外展開促進事業 (我が国映画産業の海外展開のための国際共同製作促進事業)

令和4年(2022年)6月30日

1. 背景・概要

我が国の映画は、クールジャパンを代表する要素であるとともに、原作・音楽・アニメなどの要素を含む総合芸術として波及効果が大きいコンテンツです。今後更にコンテンツ分野を発展させていくためには、日本国内に留まらず、海外に展開していくことが重要であります。しかし、我が国の映画産業においては、言語・文化・ビジネス慣習等の違いから、国内市場に比べて、海外展開率が低い状況が続いています。海外展開を推進するためには、日本が諸外国と共同製作を行い、自国のみならず両国で上映できる作品の製作を推進させることが重要です。

このような中、平成30年5月9日、日本国政府と中華人民共和国政府は、「日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定」(以下、「日中協定」という)に署名・発効しました。日中協定に基づき日中双方で認定を受けた共同製作映画は、両国それぞれにおいて、自国の法令に従って自国の映画に与えられる全ての特典を完全に享受することが認められます。

当財団は日中協定の附属書に規定される権限のある当局(外務省、文化庁及び経済産業省)から取扱機関として指定を受け、日中協定に基づく認定の窓口等、日中共同製作映画の認定(以下、「日中映画共同製作認定」という)に係る管理的業務の一部を委任されています。

2. 対象

我が国と中華人民共和国を含む二か国以上で共同製作される劇場用長編映画(実写劇映画、記録映画及びアニメーション映画が含まれますが、テレビ用アニメーションは含まれません。)

3. 申請期間

申請は随時受け付けております。日中協定に基づく認定は、申請に必要なすべての書類の提出日から起算して45営業日以内に審査結果が通知されます。なお、日中協定第五条1により、認定(協定上は「暫定的な確認」)は共同製作映画の製作に入る前に申請し、受ける必要があることにご留意ください。

※製作当初「共同製作映画」としてではなく日中どちらか一方でのみ製作を開始されたもので、製作過程において「共同製作映画」として製作されることとなったものについては、

映画自体の製作が開始された後であっても、「共同製作映画」としての製作が開始される前であれば認定（暫定的な確認）を受けることが可能となり得ます。

4. 申請者

申請は、日本の製作者団体（制作会社を含む、以下同様）が行ってください。海外の製作者からの申請は受け付けません。

なお、製作された映画において、申請団体が「製作」（「制作」を含む）として明記されることが必要です。（「製作協力」のみの表記の場合は応募できません。）

※「日本の製作者団体」とは、映画の製作活動を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、次の（１）又は（２）を満たすものとします。

（１）法人格を有する団体

（２）法人格を有しないが、以下ア～オの要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有し、次のイ～エについて明記されていること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

オ 企業会計原則等に基づいた財務諸表又はこれに類する書類（収支予算書及び決算書等）を作成していること

※「日本の製作者団体」は次の実績要件を満たさなければならない。

原則として、過去に一般に広く公開された映画を製作した実績を有する団体であること。なお、「一般に広く公開」とは、映画館において1週間以上かつ確日3回以上有料で公開されるもの。また、映画を製作した実績とは、以下ア～ウに該当するものとします。

ア 認定を受けようとする団体が映画の製作実績（製作協力や制作を含む）を有すること。

イ 団体の代表者、申請しようとする映画の監督又はプロデューサーが、過去に監督若しくはプロデューサーとして映画を製作した実績を有すること。

ウ 共同製作及び製作委員会を構成する団体が、製作団体としての製作実績を有すること。

※「日本の製作者団体」が複数の制作者で構成される場合は、代表者が申請してください。

5. 認定までの流れ

①日中協定に基づく認定を希望する場合は、本応募要項に従って必要書類を作成し、「9. 提出先」まで提出してください。

②認定には書類審査を実施します。専門家による書類の確認を経て、日中協定に定める権限のある当局が提出書類を審査基準に照らして実施します。

③確認書の交付（申請に必要なすべての書類の提出日から起算して45営業日以内に通知）

※審査は「6. 審査基準」に基づき実施します。書類審査の評価対象となりますので、提出書類を作成する際は必ずご確認ください。

※確認書は、暫定確認書と最終確認書の2種類あります。暫定確認書は製作前の暫定的な

証明となり、最終確認書は映画の完成時に認定の基準を満たしているかどうかを確認した後、発行します。映画完成時に全ての提出書類の最新版内容を踏まえ、提出してください。その時点で不備があった場合は「最終確認書」が交付されないこともありますのでご注意ください。

※日中両国で認定を受けた企画の日本の製作者団体名、申請プロデューサー名、企画種別（実写劇映画、記録映画またはアニメーション映画）等は、国際共同製作ポータルサイト上で公開します。企画名は非公開とすることが可能です。

日中協定に基づいて中国国内において自国の映画に与えられる全ての特典を完全に享受するためには、中国の権限ある当局の手続きによって共同製作の中国側パートナーに映画プロジェクト承認書と映画上映許可証が与えられる必要があります。日本側での日中協定に基づく確認書の発行が、自動的に中国側における承認手続きの完了を約束するものではないことにご留意ください。

6. 審査基準

原則、日中協定に定める規則を満たすこととします。

以下、審査基準のなかの重点項目です：

- A) 日本の製作者団体（申請者及びその他の日本の製作者団体を含む）が、制作費全体の20%以上の出資(※1)を行う国際共同製作であること。
- B) 中国の製作者団体が、制作費全体の20%以上の出資(※2)を行う国際共同製作であること。
- C) 日本国民または日本に永住を許可された者が、その制作活動についても一定程度貢献する国際共同製作であること（※3）。
- D) 申請者である日本の製作者団体に所属するプロデューサーが、タイトルクレジットに上位のプロデューサーとして明記されること。
- E) 申請者である日本の製作者団体が本件映画の著作権を一部保有し、マスター類の保有又はマスターに対するアクセス権を保有すること。また、出資比率等その貢献に見合った収益の配分を受けること（※4）。
- F) 日本国内及び海外での配給が予定されていること（※5）。
- G) 製作経理及び工程管理に係る適切な体制を整えていること（※6）。

【製作貢献ポイント表】

[実写映画]

(a)	監督	2pts
(b)	脚本家	2pts
(c)	撮影監督	1pt
(d)	作曲家	1pt
(e)	美術	1pt

[アニメーション]

(a)	監督	2pts
(b)	脚本家	2pts
(c)	キャラクターデザイナー	1pt
(d)	作画監督 (CG 監督)	各 1pt
(e)	美術監督	1pt

[記録映画]

(a)	監督	2pts
(b)	撮影	1pt
(c)	録音	1pt
(d)	編集	1pt
(e)	題材 (被写体)	1pt

(f)	主演俳優（4名まで）	各 1pt
(g)	原作者	2pts
(h)	日本国内での撮影	1pt
(i)	日本国内での ポストプロダクション	1pt

合計 15pts

(f)	原作者	2pts
(g)	作曲家	1pt

合計 10pts

(f)	日本国内での撮影	1pt
(g)	日本国内での ポストプロダクション	1pt

合計 8pts

※1：日中協定では、日本側が最低 10%の出資で認定される場合もあります。日本の製作者団体からの出資が 20%を下回る計画の場合はあらかじめ事務局にご相談ください。

※2：ライセンス契約におけるロイヤルティ・MG は出資とみなされません。

※3：貢献度合いについては、主要なポストへの日本国民または日本に永住を許可された者の参画度合い、撮影、ポストプロダクションの日本国内での実施、および記録映画における題材によるポイント制で判断します。原則として、上記製作貢献ポイント表で、実写映画・アニメーション・記録映画いずれも、最低 3 ポイントを獲得していることが必要です。

※4：収益配分については、必ずしも出資比率に応じたものである必要はありません。その貢献度合いに応じて、収益の一定割合が申請者の利益として還元されることで足りります。

※5：配給とは、一般に広く公開されるものとし、具体的には、映画館において一週間以上かつ各日 3 回以上有料で公開されるものであることとします。なお、日中協定に基づく認定を受けた場合、日本国内および海外での公開予定に関して、年二回ユニジャパンに対して現況報告書を提出すること、また公開後に日本国内および海外での完成作品の国別の公開日、配給会社名、初日と累計のスクリーン数、および興収（または観客動員数）を記載した実績報告書を提出することが義務付けられます。

※6：申請書において製作経理及び工程管理に係る体制図を図示・それぞれの業務の担当者名を記載していただくとともに、関連する社内規定について記述してください。

7. 提出書類

申請には次の書類をご提出ください。提出書類①の一部及び③④⑧⑨⑩⑪⑫については英文書類でも提出が可能です。ただし、オリジナルが日本語・英語以外のものはどちらかの言語に翻訳したのもも添付してください。

提出書類⑪⑫については、必要に応じて提出が必要となります。なお、最終確認の場合はすべての書類が必要です。

提出前に必要なすべての書類・項目がそろっているか、別添チェックリストをご確認ください。詳細・不明点は、個別に事務局宛ご相談下さい。

提出書類

- ①申請書（別紙 1）
- ②予算表（別紙 2）※ 1
- ③脚本（書式自由）

- ④海外パートナーとの共同製作契約書または覚書（書式自由）※2
- ⑤予想収益試算表（書式自由）
- ⑥撮影の総合スケジュール（実写作品の場合のみ。書式自由。別添書式サンプル参照）
- ⑦申請者である日本の製作者団体の定款またはそれに類する規約（書式自由）
- ⑧原作・脚本に関する権利処理関連書類（書式自由）
- ⑨資金調達計画の根拠となる書類（書式自由。出資契約等）
- ⑩クレジットリスト（書式自由。映画完成時にはOP/CL含む完全なクレジットロールも）
- ⑪主要スタッフ／キャストの根拠となる書類（書式自由）※3
- ⑫日本国内及び海外の配給予定の根拠書類（書式自由）

※1. 劇映画(実写)用とアニメーション用でシートが分かれています。また、記録映画に関しましては定型の書式がございませんので、任意様式でご提出願います。外貨を含む場合は、必ず為替レートの根拠を証明できる書面を印字・添付して下さい。

※2. 海外パートナーと締結した共同製作契約書または覚書（ドラフト不可）。日中協定にある指定事項をすべて含んでいる必要があります。具体的には日中協定附属書の該当箇所セクションB(1)(c)及び(2)、(9)を確認の上、共同製作契約書または覚書に盛り込むようにしてください（「別記」参照）。なお、提出書類と日中協定附属書セクション条項番号との対応は別添チェックリストを参照してください。

※3. 監督・出演俳優等との契約書または覚書等

8. 提出方法

- ① 申請書及び関連書類は、紙媒体及び電子データ（CD-R又はDVD-R）の両方を提出すること。
- ② 事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ③ 関連書類は、日本語で作成すること。（一部英文可）

9. 提出先

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 15F
 公益財団法人ユニジャパン 国際支援グループ

10. その他

(1) 日中映画共同製作協定

日中協定本文については外務省HPよりご参照ください。

◆URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page25_001339.html

(2) コンテンツグローバル需要創出等促進・基盤整備事業費補助金（通称：J-LOD）

コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ及びプロモーションを行う事業の支援を行っています。

詳細は、特定非営利活動法人映像産業振興機構（V I P O）のWebページをご覧ください。

◆URL：<https://j-lodr3.jp/subsidy1/>

- (3) 令和5年度国際共同製作映画への支援に関する募集について
国際共同製作映画支援については、文化庁HPよりご参照ください。

◆URL：未定

問い合わせ先

公益財団法人ユニジャパン 国際支援グループ

電話：03-6226-3022

E-mail：copro@uni-japan.org

日中協定に基づく認定に関する説明やお問い合わせ対応を随時行っております。

(別記)

日中映画共同製作協定付属書「B 共同製作映画に適用される規則 (抜粋)」

(1) (c)

- (i) 共同製作映画の題名
- (ii) 製作者の氏名及び台本の著作者の氏名又は文学作品から作成される場合には脚色者の氏名
- (iii) 監督の氏名 (必要な場合には、その交代を許可する代替条項)
- (iv) 予算 (資金調達に関する計画を含む。)
- (v) 国際的な配給の予測
- (vi) 費用が予算を上回り、又は下回る場合の共同製作団体のそれぞれの分担。この場合において、分担は、原則としてそれぞれの貢献度に比例するものとする。ただし、費用が予算を上回る場合のより貢献度の低い共同製作団体の分担は、(7)の規定に基づいて認められる最低比率が尊重されることを条件として、より低い分担率又は一定の額に制限することができる。
- (vii) 協定に基づく特典を受ける権利を与えることが、共同製作映画の公開を許可することについていずれの締約国政府の関係当局も拘束しないことを認める条項
- (viii) 撮影が開始される予定の時期
- (ix) より貢献度の高い共同製作団体が、少なくとも製作に係る全てのリスク及び原盤製作に係る全てのリスクを対象とする保険を付することを定める条項

(2)

共同製作映画の製作に関する契約には、共同製作団体が、協定第三条に規定する特典について、当該共同製作団体の国にある法人又は団体にのみ譲渡し、又は処分することができることを定める。

(9) 共同製作団体間の契約は、

- (a) 製作に使用した素材であって最終的な保護をかけた複製のためのものの十分な数のコピーを全ての共同製作団体のために作成することを定める。各共同製作団体は、保護をかけた複製のための素材のコピーの所有団体であるものとし、必要な複製を作成するために使用する権利を有する。また、各共同製作団体は、共同製作団体間で合意した条件に従って原盤を利用することができる。当該条件は、少なくとも、各共同製作団体が映画の有形の要素の共同保有団体である旨の条項を含むものとし、全ての素材が著作権で保護され、及び両共同製作団体の合意によってのみ使用することができることを保証するものとする。

原盤は、各共同製作団体が利用することができるであろう現像所であって共同製作団体が共同で合意するものにおいて、共同製作団体の共同名で登録すべきである。

- (b) 次の費用に関し、各共同製作団体の支払責任を定める。
 - (i) 権限のある当局による共同製作映画としての暫定的な確認又は承認を拒否されたプロジェクトの準備に要した費用
 - (ii) 暫定的な確認又は承認を与えられたが、当該確認又は承認の条件を遵守することができなかった映画の製作に要した費用

- (iii) 確認され、又は承認された共同製作映画の公開の許可が共同製作団体の国のいずれかにおいて与えられなかった場合の当該映画の製作に要した費用
- (c) 映画の利用による収入（輸出市場からの収入を含む。）の共同製作団体間の配分に関する仕組みを定める。収入の配分は、原則として共同製作団体のそれぞれの貢献の合計に比例すべきであり、権限のある当局による確認又は承認に従うものとする。当該配分は、収入若しくは市場の配分又はその双方の組合せから成る。
- (d) 当該映画の製作に対するそれぞれの貢献が完了する期限の日を明記する。
- (e) 共同製作団体が共同製作映画についての著作権を共有し、及び各共同製作団体が共同製作映画のタイトル・シーケンスに製作者のクレジットを付することを規定する条項を含める。